税金

■市・都民税の申告は市役所市民税課へ

▼申告に必要なもの

①市・都民税申告書(申告書が送られている方は、その用紙)②平成17年中の所得(収入)に関する書類(源泉徴収票など)③平成17年中の控除に関する証明書や領収書など④印鑑(認め印可)

▼申告相談・受付日時

【日時】 3月15日(水)までの午前8時45分～午後5時※土曜・日曜日を除く**【会場】** 市役所1階101会議室※16日(木)以降は、市民税課で受け付け(土曜・日曜日、祝日は除く)。七生支所・豊田駅連絡所でも完全に記入済みの市・都民税申告書はお預かりしますが(土曜・日曜日、祝日は除く)、申告相談はできません**【郵送受付】** 申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、〒191－8686日野市役所市民税課へ**【注意】** ①確定申告をする方は、市・都民税の申告は不要②平成18年度から、社会保険料控除の国民年金保険料は、控除証明書または領収証書が必要③平成18年度から、税制改正により特に65歳以上の方は、これまで市・都民税が非課税だった方でも収入金額によっては課税される場合があります※詳細は広報2月1日号をご覧ください

【問合せ先】 市民税課

■平成17年分の確定申告書の提出及び納税はお済みですか

所得税及び贈与税は3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(金)までです。

▼国税庁のホームページで確定申告書などの作成ができます

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷した確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます。確定申告書以外にも税務に関する主な行政手続きについての申請・届出書様式を提供しています。国税庁電子申告・納税システムe－Tax(http://www.e-tax.nta.go.jp)もご利用ください。

なお、株式等の譲渡所得のある方は、同コーナーで確定申告書を作成することができますが、土地・建物等の譲渡所得のある方など、利用できない場合がありますので、ご注意ください。

▼納税は便利な口座振替をご利用ください

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替をご利用ください。

新規に口座振替を利用する方は、所得税は3月15日(水)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(金)までに手続きしてください。納付書をお持ちでない方は、税務署または金融機関窓口に問い合わせを。

【平成17年確定申告の振替日】

所得税…4月20日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税…4月27日(木)**【問合せ先】** 日野税務署管理部門(☎585・5661)

■バイク・軽自動車等の廃車手続きは3月中に

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。廃棄・譲渡・盗難などで、実際はバイクや軽自動車を所有していなくても、3月中に廃車手続きをしないと、平成18年度も軽自動車税が課税されます。まだ手続きをしていない方は、早めに届けてください。また、身体障害者または精神障害者等に対する、軽自動車税の減免措置があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

▼原動機付自転車(125ccまでのバイク)

【届け出に必要なもの】 ①ナンバープレート(日野市発行のもの。紛失した場合は問い合わせを)②印鑑③標識交付証明書**【届け出・問合せ先】** 市民税課

▼125cc超のバイク

【届け出・問合せ先】 東京陸運支局八王子事務所(☎050・5540・2034)

▼軽自動車

【届け出・問合せ先】 軽自動車検査協会八王子支所(☎557・6262)、同協会テレホンサービス(☎568・1588)

▼自動車

【届け出・問合せ先】 東京陸運支局八王子事務所(☎050・5540・2034)、自動車税総合事務所(☎03・5985・7811)

■4月1日から自動車税の月割計算が変わります

年度途中で県域を越えて(東京都↔他道府県)自動車税のナンバーが変わっても、月割計算による還付や新たな課税は行われません。なお、平成18年度の自動車税納税通知書は、5月1日(月)に送付します。納期限は5月31日(水)です。

【問合せ先】 自動車税総合事務所(☎03・5985・7811)

多摩地域における都市計画道路の整備方針(案)がまとまりました

皆さんのご意見をお聴かせください

東京都と多摩地域の関係市町は、都市計画道路の果たすべき役割や整備の基本的方向性について示した「多摩地域における都市計画道路の整備方針(中間まとめ)」を昨年8月に公表し、皆さんからのご意見をいただきました。

▲日野3・4・22号線(東光寺上第1区画整理)

皆さんからのご意見を踏まえて検討を進め、「多摩地域における都市計画道路の整備方針(案)」を策定しました。

▼整備方針(案)

①未着手の都市計画道路を対象として必要性の確認を行う
②今後10年間に優先的に整備すべき路線(優先整備路線)の選定(第3次事業化計画の策定)
③優先整備路線に選定されなかった路線についての都市計画道路区域内の建築制限の緩和
④多摩の地域特性を踏まえた道路整備のあり方(環境軸の形成等)

▼素案の内容を見るには

市役所3階都市計画課窓口、都民情報ルーム(都庁第一庁舎3階)、東京都都市整備局のホームページ(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp)で見ることができます。

▼ご意見・ご提案をお寄せください

この案に対するご意見・ご提案を募集します。3月15日(水)までに住所、氏名を記入し、郵送でお寄せください(都ホームページから送ることもできます)。最終のとりまとめは平成17年度末に策定する予定です。

▽郵送先＝〒163－8001東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
▽問合せ先＝東京都都市整備局街路計画課(☎03・5388・3387)、市都市計画課

●市内の優先整備路線(案)

路線名	区間	延長
日野3・4・3号線 都道41号線 (川崎街道)	百草園駅付近 ～高幡交差点	1220メートル
日野3・4・3号線 都道173号線 (北野街道)	高幡橋南交差点 ～南平二丁目交差点 (一番橋通りとの交差点)	1130メートル
日野3・4・17号線 幹線市道Ⅰ－20号線	栄町一丁目付近	80メートル
日野3・4・22号線 幹線市道Ⅰ－16号線 中央自動車道緑橋付近	幹線市道Ⅰ－17号線 日野台二丁目交差点 ～東光寺上第1区画整理	100メートル
日野3・4・24号線 幹線市道Ⅰ－6号線豊田電車区西側	西平山区画整理 ～旭が丘四丁目	100メートル

キャッチボール 市民の声

Q ペットボトルとトレー類を分別して出しているのに、同じトラックに混ぜて運搬しているのはなぜですか?

A ペットボトルとトレー類は回収の都合上、同じトラックに積んでいますが、それらはクリーンセンターで袋に入っているトレー類と、入っていないペットボトルに分けられた後、別々に処理されています。従って、皆さんにお願いしている分別は有効なものです。

「ごみ・資源分別カレンダー」のとおり、トレー類は不用な袋に入れて(口を結んで)、ペットボトルは袋に入れずにかごなどに入れ、お出しください。問合せ先はごみゼロ推進課(☎581・0444)へ。

(市民相談担当)

告知板

■教育委員会平成17年度第12回定例会

【日時】 3月3日(金)午後2時から※傍聴希望の方は午後1時45分までに教育部庶務課で受け付け。申込多数の場合は抽選**【問合せ先】** 教育部庶務課

■3月10日(金)午後1時に平和祈念の黙とうを

東京都は、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、3月10日を「東京都平和の日」と定めています。この日は、昭和20年3月10日の東京大空襲で、一夜にして10万人ともいわれる尊い命が失われた日です。この日を忘れることなく、東京大空襲をはじめ戦災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を願い午後1時から1分間の黙とうを捧げましょう。

【問合せ先】 総務課

■「子ども読書活動推進計画(素案)」に関するパブリック・コメントの結果公表

市民の皆さんからお寄せいただいたご意見とその結果をまとめましたので公表します。3月15日(水)まで、各図書館、七生支所、豊田連絡所で見ることができます。また、図書館ホームページにも掲載しています。

【問合せ先】 中央図書館(☎581・7354)

■交通災害共済「ちょこっと共済」の公費加入変更

これまで、73歳以上の方は公費で加入していましたが、平成18年度加入者から、対象年齢が75歳以上(昭和6年4月1日までに生まれた方)に変更になりましたのでご注意ください。

【問合せ先】 都市計画課

■第3次日野市行財政改革大綱中間報告に対する意見への回答

昨年10月15日号の広報でお知らせした「第3次日野市行財政改革大綱中間報告」に対し、図書館業務、小学校の給食調理業務の民間委託、保育園の民営化など、17人の方から意見が寄せられました。なお、意見の詳細・市の回答は、市ホームページと各図書館で見ることができます。

【問合せ先】 企画調整課行財政改革担当